

防衛特別法人税に関する省令等の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(防衛特別法人税に関する省令の一部改正)

第一条 防衛特別法人税に関する省令（令和七年財務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

(定義)

第一条 この省令において「内国法人」、「外国法人」、「人格のない社団等」、「通算親法人」、「通算子法人」、「通算法人」、「防衛特別法人税中間申告書」、「防衛特別法人税確定申告書」、「期限後申告書」、「修正申告書」、「更正」、「還付加算金」、「課税事業年度」又は「課税標準法人税額」とは、それぞれ我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一号から第三号まで、第六号から第八号まで、第十四号から第十七号まで、第十九号若しくは第二十二号、第十一条又は第十三条第二項に規定する内国法人、外国法人、人格のない社団等、通算親法人、通算子法人、通算法人、防衛特別法人税中間申告書、防衛特別法人税確定申告書、期限後申告書、修正申告書、更正、還付加算金、課税事業年度又は課税標準法人税額をいう。

(防衛特別法人税中間申告書の記載事項)

第二条 省 略

2 法第二十一条第一項各号に掲げる事項を記載する防衛特別法人税中間申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表四に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

(仮決算をした場合の防衛特別法人税中間申告書の記載事項)

第三条 省 略

2 法第二十二條第一項各号に掲げる事項を記載する防衛特別法人税中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三條第三項に規定する更正請求書を

(定義)

第一条 この省令において「内国法人」、「外国法人」、「人格のない社団等」、「通算親法人」、「通算法人」又は「課税事業年度」とは、それぞれ我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一号から第三号まで、第六号若しくは第八号又は第十一条に規定する内国法人、外国法人、人格のない社団等、通算親法人、通算法人又は課税事業年度をいう。

(防衛特別法人税中間申告書の記載事項)

第二条 同 上

(仮決算をした場合の防衛特別法人税中間申告書の記載事項)

第三条 同 上

いう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一から別表三まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

（防衛特別法人税確定申告書の記載事項）

第四条 省 略

2| 防衛特別法人税確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一から別表三まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第六条 防衛特別法人税に関する政令（以下「令」という。）第十八条第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一・二 省 略

2 省 略

（申告書の書式の特例）

第八条 国税庁長官は、別表一から別表四までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

2| 国税庁長官が法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第七十条の規定により同令別表一から別表二十一までの各表の書式に別表一から別表四までの各表の書式に準じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記した場合には、第二条第二項、第三条第二項又は第四条第二項の規定により当該各表の書式によらなければならないこととされている記載事項の記載については、当該書式に代え、当該記載欄が設けられた同令別表一から別表二十一までの各表の書式によることとする。

（防衛特別法人税に係る省令の適用の特例）

第九条 省 略

（防衛特別法人税確定申告書の記載事項）

第四条 同 上

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第六条 防衛特別法人税に関する政令第十八条第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一・二 同 上

2 同 上

（防衛特別法人税に係る省令の適用の特例）

第八条 同 上

附 則

2 この省令の施行の日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する課税事業年度（法第二十七条第二項に規定する特定法人でなかった当該内国法人について法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた場合におけるその承認の効力が生じた日の属する課税事業年度を除く。）開始の日において法第二十七条第二項に規定する特定法人であるものは、同日以後一月以内に第五条第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出（以下「開始届出」という。）を行わなければならない。ただし、この省令の施行の日前に法人税法施行規則第三十六条の四第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出を行つている内国法人は、開始届出を行うことを要しない。

別表一、別表四 省 略

（法人税法施行規則の一部改正）

第二条 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

（申告書の書式の特例）

第七十条 国税庁長官は、別表一から別表二十一までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができ、この場合において、別表十九及び別表十九の二の各表の書式に地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）別表三及び防衛特別法人税に関する省令（令和七年財務省令第三十一号）別表四の各表の書式に準じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記するときに限り、国税庁長官は、併せて当該別表十九及び別表十九の二の各表の用紙の大きさを日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項（日本産業規格））に規定する

附 則

2 この省令の施行の日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する課税事業年度（法第二十七条第二項に規定する特定法人でなかった当該内国法人について法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた場合におけるその承認の効力が生じた日の属する課税事業年度を除く。）開始の日において法第二十七条第二項に規定する特定法人であるものは、同日以後一月以内に第五条第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出を行わなければならない。

（申告書の書式の特例）

第七十条 国税庁長官は、別表一から別表二十一までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができ、

日本産業規格をいう。) A列四番とすることができる。

別表三(一)と別表十七(三)の六 省略

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(平成二十二年財務省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式 省略

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。